

● 2000 年度予算特別委員会知事総括質疑の概要をご紹介します

2000年度予算特別委員会知事総括質疑（2000年3月17日）

梅木紀秀（日本共産党、左京区）

**不況対策 府として特別の奨学金制度の創設を**

**私学補助は補正分のカットをやめ 今まで通り 年度途中の補正を実行せよ**

まず、私学助成に関わって質問します。昨年末の新聞報道によると、京都市内のある私立高校で、11月までに経済的な理由で退学した生徒が8人、授業料滞納者は50人、また別の私立高校でも50人以上滞納とのことでした。親の経済的な理由で退学しないように、「子供自身が将来返す」という約束を担保に、特別の奨学資金制度を、京都府として緊急に創設すべきだと考えます。いかがですか。

仮に、1千万円の基金を積むとすれば、上限20万円として、50人以上の生徒を支援できます。知事のお考えをお聞かせください。

次に、私学振興補助金についてです。毎年、国の単価改定で、国からの補助金と地方交付税が増額されます。その分を、毎年9月議会で補正し、私学に追加支給してきたわけですが、今年は、補正しないということです。その額は約3億円にもなります。

12年度分として国が単価改定した結果、増額されるのですから、当然補正すべきではないですか。知事の答弁をお願いします。

**【知事】** 長引く経済不況の影響等により、授業料の納入が困難となった生徒の修学を支援するために、授業料減免事業補助制度を創設したところであるが、今年度は補助率を2分の1から3分の2にアップして充実を図った。その結果、各学校において昨年度の2倍を超える生徒の授業料の減免措置がされた。平成12年度はさらに対象を小・中学校にも拡充する予定で、私立学校の協力を得て今後とも私学に通う子どもが家庭の経済的な理由により修学を断念することのないよう、制度の普及、充実に努めていく。

私学振興補助金については、平成12年度当初予算において京都府における私学教育の重要性にかんがみ、前年度当初予算に比べ4億5千万円増となる総額185億5600万円をお願いしている。先に本会議において前波議員にお答えした通り、年度途中については厳しい財政状況の中で平成12年度は見送らざるを得ない状況であるが、このような状況を踏まえて少子化対策や保護者負担の軽減も視野に入れ、私立幼稚園の預かり保育に対する補助制度の創設や運営費補助金の3歳児 加算単価の引き上げなど、授業料減免事業補助制度の充実など、予算の重点的な配分に努めたところ。今後とも私学関係者の声に十分耳を傾けながら私学助成の着実な充実にむけてできる限りの努力をしていく。

**【梅木】**

私が言ったのは今の制度のもとで、11月までに、8人が退学せざるを得ないという事態がまだあるということなんです。ですからそこに何らかの制度が必要なんです。日本育英会にいても社会福祉協議会の生活福祉資金の関係一修学資金にも相談が殺到しています。いろいろ相談するけれども結局退学しなくてはならないということになっているんです。今の答えでは答弁になっていません、もう一度お答えください。

私学振興補助金については、当然、出すべきものだと考えますが、2001年度以降も

補正をしないつもりなのか。この点についてもお答えください。

**【知事】** 私学助成の新しい制度を府だけでつくれといわれますが、1000万円で50人という簡単なものではない。制度をつくったらそれを判定する人、将来にわたって返す場合には、収納していくシステム、人などいろんなことがあって1000万あったら50人にいけるというものではない。そこは私たち餅は餅屋、日本育英会などの制度の充実を求めるのが本当の意味での税金の施策になると思っている。

(振興補助金の補正について) 将来のことは改めて検討する。

## 府下の業者が商工ローンの犠牲にならないように実効性の支援策を みやこ・南京都二信金の取引業者への特別融資や対策の実施を

**【梅木】** つぎに、中小業者への融資対策について質問します。

日産の大リストラ計画につづいて、新年早々、京都みやこ信金、南京都信金の事業譲渡。2月には府下の倒産件数が2ヶ月連続過去最多を記録しています。消費税を収めるのに金策に走るとか、深刻です。府下7割以上の業者が赤字という状況の中で、商工ローンが融資の勧誘の電話をかけまくっています。府下の業者が商工ローンの餌食にならないように、金融対策を一層充実する必要があります。

その一つは、納税要件なしで借りられるマル小の限度額350万円を引き上げること。また、マル府マル特の納税要件をさらに緩和することです。長引く不況の中で、3年をこえて赤字続きという業者を支援する手立てを打つべきです。いかがですか。もう一つは、京都みやこ信金、南京都信金と取引してきた業者のみなさんへの支援です。長い間の信用取引で、次の仕事の契約書を見れば、従業員の賃金など2~3百万円の短期資金を融通するというような、信頼関係があったわけです。このお金の流れがとまると、会社が回っていきません。このお金の流れを止めないような支援が必要です。

これまでの両信金との信用取引を実績として、短期の運転資金の調達が可能になるような、別枠の特別融資をおこなうべきです。いかがですか。

**【知事】** 従来から繰り返しおこたえしている通り、限度額などの面でマル小よりも大幅に有利な新マル小をご利用いただくように普及に努めており、大変多くの方々にご利用いただいている。新マル小の納税要件の緩和については、極めて厳しい中小企業の状況を踏まえて平成10年4月から緊急金融対策の一環として実施している。さらに赤字でも利用できる緊急経営資金や不況業種を対象とした別枠の緊急融資など、木目細かな金融対策に努めている。

信用金庫の再編問題については、関係の信用金庫、国に対して適切な対応を強く要請するとともに京都信用保証協会と連携し、貸し渋り特別保証の積極的な活用などを図って行く考えである。

**【梅木】**

今、保証人をとるのが大変だから、融資一般でなく無担保・無保証人の枠について、3年の納税要件を更に緩和できないか、マル小の限度額を引き上げできないかと言うことをお聞きした。

2信金の関係では、貸し渋り対策の融資枠を活用したいとお答えになりましたが、両信金との信用関係、実績の上に「あ・う・ん」の呼吸と言うか、そういう形で貸せるような、別枠の融資が必要ではないかと言っているわけです。今の融資枠で対応できるということは、信用保証協会に配慮をと知事が言うということか。そここのところをお答えいただきたい。

**【知事】** 無担保・無保証については新マル小をぜひやっていただきたい。これについて

は納税要件も緩めてあり、納税がずっと赤字というところにお金を貸すと言うのは、一般の金融常識では許されない。貸し渋り対策についても、一般の金融ルールがあり、2倍金のみでできることではない。監督権なり指導権のある国に対して十分に実情を理解してもらおうように強く要望したいと思っている。

## 雇用拡大に逆行する大型公共事業の抜本的見直しを 中小業者への仕事の拡大なければ、京都経済の落ち込みはいっそう深刻に 【梅木】

つぎに、公共事業と雇用の関係について質問します。

バブル崩壊以後、景気対策として、国・地方あげて借金を重ねて大型公共事業に71兆円という大金がつきこまれてきました。しかし、景気は悪くなる一方です。大型公共事業の経済波及効果が低下してきたことは明らかです。あらためて、どれほど雇用効果が低下してきたかグラフにしてみました。建設省が毎年発行している「公共工事着工年度報」にもとづくグラフです。

1988年度、京都府下の公共事業総額は1936億円で、働いた労働者数はのべ49万人でした。5年後、93年度は公共事業総額は2859億円に増えますが、労働者は442万人と逆に下がり、98年には、2492億円と下がりますが、それ以上に労働者数は下がり、258万人です。経済対策として大型公共事業一辺倒のやり方を根本的に改めるべきではないでしょうか。知事の考えをお聞かせください。

**【知事】** 従来から何度も申し上げているように京都府としては、地域の均衡ある発展と安心安全で、公平公正な京都府づくりを基本として、社会資本の整備を着実に推進すると共に、中小企業対策や保健福祉・環境対策等についても府政の重点課題として積極的に取り組んでいるところ。平成12年度当初予算においては社会資本の整備が不況雇用対策として重要な役割を担っているだけでなく、かつての立ち遅れていた社会基盤の水準を取り戻し、地域の均衡ある発展を果たす上で欠く事のできない極めて重要な施策であることを踏まえ、施策の重点化を図る中で必要な事業については引き続き積極的に取り組むこととしている。事業の実施に対しては、発注方法に工夫を凝らすなど府内中小企業者への発注機会の拡大や雇用の創出に最大限の配慮をしていくこととしている。

なお、「公共工事着工統計年度法」による工事費当たりの労働者数の減少は建設機械や建設技術の進歩など、施工の合理化、省力化が進んだことによるもの。公共事業は経済対策、雇用対策としての効果もあるがそれだけの意味でやっているのではなく社会資本の充実によって府民・住民の生活、産業の充実を図るためにもやっていることをご理解いただきたい。いずれにしても建設・福祉・教育の均衡のとれた社会資本整備が府政の重点課題であることを十分に踏まえ、今後ともその着実な推進に努めていく。

### 【梅木】

確かに全体に機械化が進んできているが、問題にしているのは雇用効果、経済波及効果の問題です。特に（グラフで説明）、98年度は500万円から1000万円の工事の場合に、100万円当たり19人の労働者が働く、工事規模5億円以上になると9人になってしまう、半分以下に労働者の数が減っているわけです。今、雇用拡大をやっていますが、京都府の事業も京都の経済をどうするのか、雇用をどうするのかという観点が必要だと思うんです。日本共産党は生活密着型の公共事業が雇用効果が高い、だから中小建設業者の仕事起こしのためにも公共事業を生活密着型に転換すべきだと要求してきました。ところが来年度の予算を見ると、例えば、土木建築部の道路新設改良費は過疎地域振興道路改良費2億2千万円減をはじめ、雪道ネック解消事業費、交通安全対策事業費、高齢者にやさ

しい道路づくりなど生活密着型事業が総額70億円ぐらいバツサリ減されています。その一方で京都市内の高速道路建設のための出資金を4億5千万円増やして10億8千万に、幹線道路中心の国直結事業の負担金は32億円増えるわけです。財政が大変だと言いながら、ゼネコンの仕事はしっかり増やす、京都の中小建設業者の仕事については大幅に削減することになるではないか。これが経済・景気対策どころか京都の経済をますます落ち込ませることになるのではないかと思うわけです。

**【知事】** 機械化により、税金でつくる公共事業であるので少ない金額でいいものを作ってほしいという面があるということも無視できないので、その兼ね合いの中でできるだけ地元の仕事が来るように努力をしている。京都高速道路のことは何遍も選挙でいわれたが、結論は出ていると本会議で申し上げた。国民、府民、市民は一般の公共事業もやりながら、こういうことも将来の交通渋滞対策としてやってほしいと言う結論だと理解している。

## 大型公共事業に歯止めをかけ 府の借金の増加にストップを 京都経済に深刻な打撃を与える外形標準課税の導入はすべきではない

### 【梅木】

最後に京都府の借金＝府債について質問します。府の借金がついに1兆円をこえました。京都新聞は社説で「驚くべき数字だ」と書きました。府民一人当たり40万4千円です。荒巻知事が就任された時に、借金は約2800億円ですから、あなたが借金を7500億円以上も増やして、1兆円にしたわけです。

これをどうやって返済していくお考えか。返済プランをお示してください。

**【知事】** 平成12年度当初予算においては、府税収入が実質的には減収とも言うべき状況の中で府民要望の強い社会資本整備をすすめ、府民サービスの維持向上を図っていくため、減収補填債や財政再建債を確保するなど府債の有効な活用に努めている。その結果、府債残高が1兆円を超えたが、後年度に地方交付税で措置される有利な府債を極力取り組むなど、京都府の実質的な負担が少しでも軽減できるよう最大限努力をしている。実際の府債残高のうちの半分は財源手当てがあるもの。同時に減収債等の交付税に変わる形で府債として政府が発行しているもので、全部がいわゆるひっくるめた借金ということではない。

また、府債残高の今後の推移については、中期財政見通しの中で明らかにしているところで、今後の財政運営の基本となる財政健全化指針を策定して公債費の計画的な償還も含め、将来的な展望に立った財政の健全化に鋭意取り組んでいるところ。

税収の本格的な回復が期待できない現下の厳しい財政状況の中で、府民生活の安定向上を確保し、21世紀にふさわしい京都府、まちづくりを進めていくためには、府債の有効活用が不可欠であると考えている。今後とも将来の公債費負担に充分留意しながら府債の計画的な活用に努めていく。京都府の起債はその日暮らしで使い捨てにする、資産として何も残らない、いわゆる消費ローンという借金という意味と違って、資産として受益世代にも負担をしてもらうことが公正であるという建設ローンにあてているのであり、そういう京都府の起債についての専門的な分析もしていただきたい。

### 【梅木】

そもそも借金が1兆円を超えた主な原因は、公共事業にどんどん借金をしてつぎ込んできたこと、財政健全化指針を見ますと、当然、借金は減るのかと思うと、増えていくわけです。1兆円の借金が更に増えていく。借金をこれ以上増やさないと必要だと思うんです。来年度の予算でも京都市内高速道10億8千万はほとんど起債です。和田埠頭、丹後リゾート関連事業などたくさん借金に頼った事業を進めようとしているわけです。全国的

には41都道府県が前年度比で起債を削減していく方向になっている、ところが京都府は増額している。これ以上、借金を増やさないことが必要ではないかと思えます。

借金の半分は国が地方交付税で措置してくれるといわれましたが、結局、国が措置してくれるからと言うことで、借金を増やしていく。そうすると返す方が大変になっていく。

13年度から1年間に1千億円を超える返済になっていくわけです。国自体も645兆円借金があってそれを返していく方法がない。国によりかかっていたら母屋といっしょに倒れてしまうことになると思えます。

健全化指針を見ると、外形標準課税の導入も検討されていますが、シュミレーション計算してみると、資本金が5000万円以下の法人は増税になることがはっきりしています。業態別でいえば京都に多い繊維工業、金属工業、小売りサービス業、運輸通信などが増税になるわけです。外形標準課税を導入することになったら、京都の経済も大変になってしまふ、導入すべきではないと考えます。いかがですか。

**【知事】** 府債等についても、(政府の不況対策での増加分は) 1兆円のうちの827億だけがその分で、その他はいろんな形での起債である。京都府だけが起債が高いと言われるが、全国的に見ても13・2%という公債費は比較的はまだ健全な方。京都府だけをみて議論されるのはどうかと思う。外形標準課税についても、本会議でもいったがあらゆる角度から検討してやらなければいけない。共産党の意見に賛成するわけではないが、外形標準課税は必ず小さな企業の問題その他が出てくるということをかねがね申し上げている。



## **島田 けい子（日本共産党、右京区）**

### **介護保険について**

#### **一人のお年寄りもサービスから置き去りにされない施策の充実を**

介護保険制度発足まで、2週間を切りました。実施直前になっての政府の場あたりの制度見直しや、また具体的準備作業がすすむにつれ、矛盾が一気に吹き出しています。私は中心的問題に絞って、質問します。

#### **生きていく権利さえ奪う重い保険料負担―抜本的対策を国に要望せよ**

##### **【島田けい子】**

まず第一点は、保険料・利用料の問題です。やはり、府民の一番の心配は、重い負担の問題です。

府内自治体の65歳以上介護保険料が示されました。府下の平均額は、2670円となり、老齢福祉年金受給者で税金が課税されていない世帯でも、月に1335円の保険料となりました。月額3万4千円の年金からも天引きとなります。徴収延期があるとはいえ、「ひどい話だ、年寄りは死ぬということですか」との悲痛な声が上がっています。これは、憲法に保障された生存権、生きていく権利さえ奪うものだと率直に私は考えます。知事はどうお考えになりますか。

**【知事】** 市町村の条例により所得に応じた額を設定することとされている。老齢福祉年金を受給されている方の負担に関しては、いろいろ指摘をされたが、所帯としてみれば、いろいろ他に収入があるケースもあり、生活保護制度などもあり、ご指摘のような極端な事例はまず生じないと考えている。なお、高齢者の保険料については、ご承知のようにこの4月から半年間は徴収せず、10月から1年間は半額とする特別対策がおこなわれることとなっている。

##### **（第二質問）**

##### **【島田けい子】**

まず、保険料の問題ですが、3万4千円の年金から1300円も保険料を天引きすることに関して、この問題は生きていく権利さえ奪うものではないかという質問に答弁がありませんでした。「そんな例はない」とおっしゃいましたが、あるんですね。一人世帯で年金だけじゃない場合もあるでしょうが、一人暮らしで（老齢福祉年金の）所得制限は年収が160万ですね、今、月々13万円の収入ですから本当に大変な負担なんです。この後、医療費の値上げも準備されていますし、介護だけではないのですから、私はお年寄りのこうした深刻な悲鳴に答えるべきだし、財政措置も含めた国の対策の抜本的な改正を知事からも要望していただきたいと思います。

#### **すべての低所得者に運用できる利用料減免措置を国へ要望し本府としても検討を**

##### **【島田けい子】**

また、今回の提案に利用料軽減の特別対策が盛り込まれましたが、書面審査を通じ、訪問看護など従来の医療系サービスについては軽減措置がないこと。ホームヘルプサービスでは、新しくサービスを受ける方は対象にならないこと。また、社会福祉法人が低所得者に減免を行う場合の助成措置について、制度を採用するか否かは市町村したい、法人したいとなっており、これでは地域間格差を生じさせ、「公平・公正」とは言えません。

今回の特別対策はあくまで、激変緩和措置であり、真の低所得者対策となっております。本府は、国の対策をそのまま、何の検討もせず市町村に下ろされました。本府はどんな検討・調整をされたのか伺います。また、本府として今後、抜本的対策を講じるべきと考えますが、いかがですか。

**【知事】** 所得に応じて、3段階の負担上限額が設定されると共に、特別対策として現行の措置制度や医療保険制度などとの均衡をふまえ、現にホームヘルプサービスを利用されている低所得の方の負担軽減や社会福祉法人による減免などの対策が講じられたところ。京都府としては、実施主体となる市町村や社会福祉法人に対して、財政支援をおこなうこととし、今後具体的な実施状況に応じて、適切な対応に努めていきたいと考えている。

## **（第二質問）**

### **【島田けい子】**

「格差があるのではないか」ということに関してお答えがありませんでした。けれども、やはり格差がありますでしょうか？訪問看護に入っている私の友人は、「せっかく、床ずれが治ってきたのに、利用料の増加に驚いた家族から、訪問回数を減らしてくれといわれた」と、途方にくれていました。このような声にどうおこたえになりますか。また、社会福祉法人の減免措置の対象は、市町村民税世帯非課税者で老齢年金受給者など、本当にごくわずかに限られたものです。すべての低所得者に対して適用ができるように、市町村任せ、事業者任せではなく、国に対し、住民税非課税世帯は無料とするように、抜本改善を求めていただきたい。また、本府の積極的検討を求めますが、いかがですか。

## **不十分な厚生省計画さえ下回る提供見込み―無責任な態度はやめ、市町村支援を**

### **【島田けい子】**

次に介護基盤整備の問題です。

在宅3本柱について、代表質問でも西山議員団長が述べましたように、必要量さえ見込めてませんし、地域による格差が明瞭です。これは**（※グラフ1を示し）**、ホームヘルプサービスについて見たものです。市町村の実態調査にもとづき、高齢者の利用意向と要介護度ごとに示された、厚生省の標準サービスを100%提供するとして、どの程度の供給見込み量になるのか、福祉圏域ごとに示したものです。厚生省は、在宅サービスの提供体制の計画を制度スタート時で40%としています。ピンクの枠で囲ったところです。計画自信に問題がありますが、それさえ、大きく下回っています。

船井北桑田など中部圏域では、厚生省計画の半分にもならず、19、7%、5人に一人の希望にも応じられないことになります。これらの問題について、あるいは地域格差や遅れの原因はなんですか。見解を伺います。

**【知事】** 高齢者保健福祉計画に基づき、積極的に整備を進め、目標をほぼ達成できる見込みで、地域間で極端な格差は生じていない。過疎地域等におけるホームヘルプサービスについては、民間事業者が参入しやすいよう介護報酬の加算措置がされた。また、京都府としても、ホームヘルパーの養成研修の実施や民間活力の導入などによって、市町村とも連携しながら、必要なサービスが確保できるよう努めていきたい。

## **（第二質問）**

### **【島田けい子】**

「必要なサービス」は提供したいとおっしゃいましたので、引き続き努力していただきたいと思いますが、住民や市町村の立場からしてどうかという観点をもっていただきたい。美山町などいくつかの町が事業主体となって、赤字覚悟で、サービスを提供をしようと努力されているのに、民活導入しか言えないのは、全く現状を認識してされていないものです。市町村の声を十分きき、実態に応じて支援をするべきと考えますがどうですか。明快な答弁をお願いしたいと思います。

## **介護激励金廃止の理由はどこにもない。制度の存続・拡充を強く求める**

### **【島田けい子】**

介護激励金についてですが、知事は、介護保険実施に伴う廃止は当然とする態度ですが、

多くの市町村、府民から怒りの声がよせられています。介護保険制度が発足しても、サービス体制は万全ではありません。在宅サービスを利用しても、24時間365日の家族介護は続きます。長野県は「介護保険後も家族の精神的負担はかわらない」とのべ、国の慰労金導入後も制度を残す茨城県は「在宅介護の遅れからも激励事業をなくすわけにいかない」と継続をします。京都市も3万5千円継続をしますし、府下市町村の多くも存続します。笠置町では、新規に制度を作ります。

再来年度から開始予定の国の慰労金事業についていえば、今年度1年間に在宅サービスを受けなかった重度の高齢者に、保険料分を返済するようなもので、慰労金などとは言えないものです。

「現実には、そのような人はごくわずか、うちの町では0です。絵にかいた餅ですよ。」と町の担当者がいわれております。どの点からも、本府の介護激励金はやめる理由になりません。

激励金は、精神的肉体的負担の軽減とともに、経済的負担の軽減になった側面もあります。7万円といえば、低所得者の保険料の2倍に相当する金額です。介護激励金の存続、拡充を強く求めますがいかがですか。

**【知事】** これは介護保険制度ができていない時代に考えた施策だし、また介護保険制度の実施によって、さらには介護保険用品の支給などに助成する高齢者介護予防等支援事業などが創設された。そういう中で家族の方々の心身の負担を軽減する施策に積極的に取り組むこととし、これらの施策の充実により対応する。

### (第二質問への答弁)

**【知事】** いろいろいわれたが、かなり理論的な数字でいわれ、具体的にはやはりこの制度がまだ施行されていないので、4月1日以降、いろんなケースが出てくると思う。いわれた点以外にも。そういうもの全部、実際でるなかで、我々としては、市町村とも協力しながら、また国に物申するところは国に物申しながら、できるだけこの介護制度が国民、住民のために定着した制度になれるように今後とも努力していきたい。

## 子育て支援について

### 公明主導の「子育て増税」のなか、府として積極的な子育て支援を

【島田けい子】

次に子育て支援の問題です。児童手当を就学前まで拡充する予算案が提案されていますが、今回の案は、子育て支援どころか、「子育て増税」という代物です。このグラフは**(※グラフ2を示し)**、年収600万円のサラリーマン世帯での、増減税の額です。子どもの数が多いほど増税になります。これは、いわゆる「子育て減税」の縮小、年少扶養控除引き下げによるものですが、「少子化対策に逆行するもの」との、わが党議員の指摘を、大蔵大臣も厚生大臣も認めました。本府の場合は、15歳までの子どもの数は42万人ですが、あらたな支給対象児童数は7万人、それを差し引きますと、35万人の子どもの世帯が増税対象になります。そこで、子育て支援として、府民が何を望んでいるのでしょうか。

本府がH8年度におこなった府民意識調査では、「保育の充実」「経済的負担の軽減」「雇用環境の整備」が中心にあげられています。

今回、国制度に満たない小規模学童保育への補助が実現し、母親の一人としても大きな喜びです。過疎地域では、10人以下のところも残されており、その数もわずかですから、柔軟な運用を含め、10人未満のところにも拡充していただきたいと思えます。

私自信の経験から、子育てをしながら働き続けるには、やはり働きやすい労働環境を整えることです。子どもとの一家だんらんの時間が持てる労働条件にすることです。本府の

お膝元の職場、府立医大の看護婦さんで、夜勤でも残業が常態化しているのに、人減らしをおこなう。また、養護学校の職場では、自分の体さえ壊すような先生の実態もあるのに、なお先生を減らす。これでは安心して子育てできる環境にはなりません。現場の実情を無視したリストラ計画はやめるべきです。いかがですか。

**【知事】** 子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会をめざし、平成9年1月策定の「京都みらいっ子21プラン」にもとづき、府「子育て支援を考える懇話会」の意見も聞き、市町村や関係機関と連携して各施策の積極的推進をすすめてきた。この間、府民ニーズに対応した保育の推進のため、低年齢児保育や延長保育をすすめるとともに、経済的負担の軽減のため、乳幼児医療給付事業の充実や私立幼稚園の在園保育料減免事業への助成をおこなっている。

さらに、子育てをしながら働きつづけることができる環境の整備のため、国の京都女性少年室とも連携し、各種セミナーの開催や労働ニュースなどの発行により、育児休業制度などの普及・啓発に努めている。今後とも保健福祉をはじめ、労働、教育などの分野の連携を進めるなかで、社会全体で子育てを支える環境整備の促進をいっそうすすめる。

児童手当については、代表質問でも西山議員にお答えしたが、府においてもこの制度が子育て家庭の経済的負担の軽減をはかる重要な事業と位置づけ、従来から制度の拡充について国に要望してきた。また、現在国会において児童手当法の改正に向けての審議の最中であるので、そこで十分な論議がおこなわれることを願っている。

## **規制緩和について**

### **酒、米、理美容、タクシーなどの「規制緩和」反対を国に要望せよ**

**【島田けい子】**

現在、政府の規制緩和推進3カ年計画が進行中です。酒屋さん、米屋さん、理美容、タクシーなどの業界から怒りの声が広がっています。大型店・量販店の進出で、地域の小売店の廃業が続いています。さらなる規制緩和は、これら事業者の廃業を加速し、地域経済の空洞化と地域そのものの崩壊につながりかねません。酒屋の場合、酒販免許制度の規制緩和が段階的にすすめられ、従来の距離基準の廃止につづいて人口基準も廃止の予定です。お酒は、至酔性をもつことから、未成年者の飲酒やアルコール中毒など、様々な社会問題をうみだす特別な飲料です。ですから、市場万能に任せるのではなく、適切な社会的規制の下に置かれるのは当然で、アメリカ、欧米諸国でも、酒類を完全に自由販売としている国はありません。

理美容業は、お客さんの頭髪や肌に直接ふれることから、衛生面においても確かな知識が必要です。だからこそ業務独占の規定が設けられているのです。免許制度の撤廃はこの分野での公衆衛生が野放し状態になります。

事業者の営業と地域経済を守るためにも、住民の安全と健康を守るためにも、これら業種の規制緩和は中止するよう国に対し発言すべき時と考えますが、いかがですか。お答えください。

**【知事】** 政府の規制緩和政策については、平成7年の「規制緩和推進計画」策定以来、順次取り組みが進められるとともに、行政改革推進本部の規制改革委員会において検討がすすめられていると承知している。私の見解は、本定例会の代表質問でも答えたように、行き過ぎた緩和によって弱肉強食で弱者が不公正に排除されることがあってはならないと考えている。一方、「市場独占」等の問題もふくめ、規制緩和は時代の流れでもあり、こうしたなか創意・工夫を凝らして経営をすすめていただくことが極めて重要。府としては、こうした観点から、中小小売業等のみなさんの積極的な取り組みに対し、ひきつづく支援

をする。

**(第二質問への答弁を受けての要望)**

**【島田けい子】**

いずれにしましても、介護が必要なお年寄りが、一人たりとも置き去りにならないよう全力をあげていただきたい。また、子育て支援の問題、規制緩和の問題も努力されるよう引き続き要望して質問を終わります。 ありがとうございます。